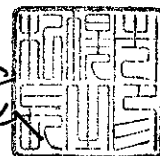


札幌市介護保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月4日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第34号

札幌市介護保険条例等の一部を改正する条例

(札幌市介護保険条例の一部改正)

第1条 札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項を18の項とする。

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第275条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。